

か、また今後どのようなところに行くことがいいことなのか、また就学状況等につきまして、お分かりいただけるところで結構でございます、教えていただければと思います。

○副大臣（小宮山洋子君） 今回の震災では、両親

その子供たちの心のケアにつきましては本当にいち早くから取り組んでいらっしゃることと聞いておりますが、具体的にはどのような取組をして今後はどのようにされていくのか、お知らせいただければと思います。

ることだとは思いますが、その辺のところにつきましては十分に配慮いただけるようにお願いをしたいと思いますし、また、その相談所の内容でも、結構子供を失った親の相談というのが少しざつ増えていると聞いています。現在把握されてい

別のケースに対応していかなければいけないと
思っておりますので、力を入れてやっていきたい
と思っています。

を亡くされたり、あるいは行方不明な子供たちがいるであろうということは当初から懸念をされておりましたので、被災地の児童相談所の職員と全国から救援に入った職員が避難所を回りまして、子供の家族の状況やら子供の心のケアやらしているところです。

○副大臣(小宮山洋子君) 今も申し上げましたように、被災地の児童相談所の職員と全国から応援に入った職員が避難所を回って子供のケアもしておりますけど、その中で、児童福祉司のほかに児童心理司も行っていますので、そういう人たちを中心につき合つては児供たちとの関係を、心のケアについても必要なことを今やつてあるところであります。

ことがあります。是非ともお聞かせいただきたいと思います。

大切な宝です。そしてまた、その宝を支えている働く
き世代の親世代の皆さん、本当に心のケアという
ものをこれからもなお一層充実して、またその体
制づくりというものをしっかりとやつていただく
ことを心からお願いを申し上げます。
また、次に、雇用の問題についてお尋ねしたい
んですが、今もまだ多くの人が仕事にめどが立つ
て、ないで、や大元になります。本当に見

人、福島で十八人ということです。その子供たちの多くは親族の家で生活をしている、中には避難所で親族の方と一緒に生活をしているということです、施設に今、一時的ではありますけれども、入所をしている子供は二名だけということです。

二十三年度の一次補正でも、被災した子供に対する相談、援助を目的としたとして二十七億円を安心とともに基金に積み増しまして、ここでは児童心理司だけじゃなくて保育士とか、やはり児童福祉に関する専門家がしっかりと避難所や仮設住宅なども含めて子供のケアをしていかなければいけない

口 こ 口 い か
でし な し と い う わ 沢 に あ り ま す。本 当 は、日 本 正 営
労 働 者 の 雇 い 止 め と い う こ と も 前 回 村 委 員 が 御 質 問 さ
れ て い ま し た が、本 当 に 多 く の 仕 事 を し た
く て も 仕 事 が 見 付 か ら ない とい つ た 執 行 員 に 対 し
て の 種々 な 取 組 を 厚 生 労 働 省 と し て も さ れ て い る
と 聞 い て い ま す。

また、小宮山副大臣が座長とする「日本はひと

こうした子供たち、できればやはり親族を見てもらうのがいいわけですけれども、経済的な負担があるからという懸念もあるので、そこについては親族里親の制度をなるべく御紹介をして見ていただけるように、それがどうしても不可能な場合は養育里親あるいは小規模なファミリーホームで

けないと思つておりまして、やはり心のケアは、大人もですが、子供たちの心のケアというのも、これから長い時間にわたつてやつていかなければいけないので、全国からの応援も含めてしつかり対応したいと思っております。

に一チーム当たり平均三、四か所程度の避難所を巡回しまして、避難所で声掛けを行うなど、平均十件程度の個別の相談に対応していると報告を受けています。また、相談のみではなくて専門的な治療を行ったケースがそのうち二割ぐらいということです。

「」しごとプロジェクトチーム、フェーズ1、フェーズ2というところをされていて、本当に有り難い、大変感謝するところであります。が、本当にこれからその1と2の着実な実現とともに、今後のフェーズ3、またそれ以後のことについて、取組についての目標ですとか今後の問題点、改善

見られるようなどうことで、現在もその現状把握に努めて、子供たちをなるべく家庭的な状況で

私も調べたところですと、もちろん避難所に
種々なチームが行つて、また自宅、在宅で避難

相談者の症状をまとめているチームの報告では、四月二十四日から二十九日までの相談の

点等がございましたらお知らせください。
○副大臣(小宮山洋子君) 今委員からも言つては

そういうところで今、力を尽くしているところで
す。○西村まさみ君 ありがとうございました。
子供たち、これからもまだまだ行方不明の方が多いということであれば、もう少し人数が増えるだらうということは十分に考えられることだと思っています。また、あの子たちが傷を負つてしまつたということは、どうしてもやつぱり心のケアというものは早い段階からしっかりとやっていかなければいけない。そして、これから日本の支えていくのはまさに今を生きている子供たちであります。

私も調べたところですと、もちろん避難所に避難されている方、被災された方々のところにもそのチームが回って、様々な相談を受けています。そんな中で、やはり、子供たちのことはもちろんですが、忘れてはならない、また忘れがちであるのが、子を失った親のケアというものです。も同様にやはりどうしても一生懸命やらなければならぬことだと思います。

子供を育てている家庭というのは、まさに子育てをしているだけではなくて、この日本という国を支えている現役の働き盛りの世代であります。是非とも、子を失った親の気持ちというもの、またその心のケアというものは、大変長い期間掛かること

相談者の症状をまとめているチームの報告では、四月二十四日から二十九日までの相談のうち、不眠というようなことが四割、不安とか恐怖が一割、いろいろが一割というふうになつていていまして、今委員がおつしやいました子供を亡くした親に対するケアにつきましては、保健師から紹介されるなどしてそういうケースについて必要な支援をしております。

身近な人を喪失すると涙が止まらないとか悲しくてしようがないとか、そういう自然な感情は必ず心のケアチームが継続した相談カウンセリングも行えるようにしておりますので、この心のケアというのも本当に長期にわたってしっかりと個

○副大臣（小宮山洋子君）　今委員からも言つていいだきました被災者等就労支援・雇用創出の推進会議といふものを各関係省庁の実務者を集めてやつております。その「日本はひとつ」としては、プロジェクトのフェーズ1、第一段階としては、緊急なものを取りまとめて、雇用の予定や求人を含めまして四万四千人の雇用機会を確保しております。さらに、四月二十七日に補正予算と法律措置によつてそこを裏打ちをしていくフェーズ2、第二段階をまとめまして、この第二段階では、各省庁合わせておよそ四兆三千億円によりまして、百七十万人の雇用の創出、下支えをするような措置をとつております。今後、おつしやいま

矛盾というか不安感というものを多分国民の皆様はお感じになるとおもいます。

やっぱり生きいくには食べること、大変必要なことがありますから、食の安全というもの、これはもう本当に、基準値をしつかり決めるなり、ものは特に今気を付けていただきたいと思います。全然離れたところであっても生のお肉を食べた子供たちが命を失うわけですから、食の安全というものは特に今気を付けていただきたいと思います。

また、□から物を入れるということ、やっぱり食べるということはこれからを支えていく皆さん誰もに関係することです。ですから、もう一度お尋ね、私は毎回お尋ねしますが、最後に、最後といふか、歯科医療についてお尋ねをしたいと思うんですが、食べるということは生きることを支えることです。そのためには、この震災直後も、まずは外傷等大変な急性の症状というものを守るということが第一優先でした。しかし、今までお話をさせていただいたように、避難所生活等でのいわゆる衛生環境、口腔衛生指導も含めましてお話をさせていたいたいと思います。そこで改めてお尋ねいたしますが、歯科保健医療についての重要性、また今回の震災に関してどのような感じになつたか、是非ともお聞かせをいただきたいと思います。

○副大臣(大塚耕平君) まず、歯科の先生方、歯科医師会の会長以下、大変今御指摘のような点について御尽力をいただいておりますことをこの席をお借りいたしまして御礼申し上げたいと思います。その上で、厚生労働省といたしましても、御指摘の点は大変重要な点だと思っております。□口腔ケアが誤嚥性肺炎の予防につながることなど、歯及び口腔の健康を保つことは全身の健康にもつながることから大変重要なと改めて考えておりま

す。特に、今回の大震災においては、避難生活が長期化する中で、誤嚥性肺炎を予防する等の観点から、避難所等の被災者の皆さんに対する

□口腔ケア等の歯科保健医療の確保は非常に重要な課題だと考えております。

このため、被災県や日本歯科医師会の関係団体の皆様方の連携の下で、歯科医師の先生方の派遣等に関する調整を行つてあるところであります。また、今後、その体制をしつかり整備するという意味を含めまして、第一次補正予算において、当面の歯科保健医療体制の確保のために、仮設歯科診療所の設置や通院が困難な高齢者の皆さんのために歯科巡回診療車の整備を行うことなどを盛り込んでおります。

○西村まさみ君 ありがとうございます。

本当に、最初、当初、発災直後というものはまだかり守つてしまりたいというふうに思つております。その方が、慌てて逃げたために入れ歯を入れていなかとか、この中でどう日本をよみがえらせるか、復興

いとか、そういうことに気付くのはやはりステップが次に移つてからだと思うんですね。

今回も、さあこれからこの中でどう生きていくか、この中でどう日本をよみがえらせるか、復興

させしていくかと考えたときに、やっぱり生きる力というものを持ついくためにはやはり食べるということ、これは重要なことです。

○西村まさみ君 ありがとうございます。

しかししながら、なかなか歯科に関係することということの法的な整備ができません。是非とも、これを機に、やはりこれから生きていく中の大切な□というもの、そしてまた、健康であれば、当然のように医療費の削減ということにも

長い目で見れば通じるわけです。これから高齢社会、ますますますます進む中では、是非ともこれは重要な大きな課題だと思っています。

私どもいたしましては、本当に国民の皆さん一人一人が健康に自分の人生を全うし、また健康寿命の延伸をするという意味では、どうしてもこの歯科に関する基本的な法的な整備というものをお願いをしていきたないと、これからも検討してまいりたいと思っています。

是非ともその辺につきまして、もう一度厚生労働大臣から、□腔、いわゆる歯科、□といふもの、食べるということの大切さということを御理解いただければ大変有り難いかなと思います。

○国務大臣(細川律太君) 今、委員の議論を聞いておりまして、食べるということはこれはもう人の間の最も基本的な大事なところでございます。その食べるのを支えるというか、重要な機能を持っているのが歯でありまして、その歯を大切にすることで、このことは基本的に厚生労働省としてもしっかりと分かつてながらも、本当に多くの歯科医師がボランティアとして参加をさせていただきました。是非とも厚生労働大臣、また厚生労働省における、このことは基本的に厚生労働省としてもしっかりと認識をいただきまして、御検討、また法的整備につきましても心からお願いを申し上げたいと思います。

話は全然、ちょっとと飛ぶんですけれども、今回の災害ではたくさんの方が亡くなられました。その亡くなられた方、しかも津波で亡くなられ、水死をされたということで身元がなかなか分からぬ。そのときに、その検査をするときに、その歯の歯型でその方が判明できるという、そういうことで、これは別の形で死因究明制度というのを

これで早くやらなければいけないということで検討もしているんですけれども、そのときの歯医者さんの診療したその記録が残つていれば、どなた

一部は五百ミリシーベルト、警戒区域では急性症状が出るという千ミリシーベルト。

通告はしておりますが、大臣、厚生労働省におかれましては、このことは御存じだったでしょうか。また、御存じでないということでも、これからも歯の研究といいますか、あるいは

は歯医者さんの協力というのがこれから大変大事だというふうに思つております。西村委員の御意見も参考にしながら、厚生労働省としてはその政策に積極的に進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○西村まさみ君 ありがとうございました。

今回は、いわゆる地震だけではなくて津波という、流されるということがありましたので、阪神・淡路大震災のときと違つて、そこにある御遺体の身元を判明するということは大変難しかったと聞いています。

いわゆる身元の判明ということで歯科医師が検案、検視に携わったのではなくて、個人識別といつて、その御遺体がどういう状況であるかといふことを記録に残すということ、しかもそれで身元が判明するということは本当に難しいということを分かつてながらも、本当に多くの歯科医師がボランティアとして参加をさせていただきました。是非とも厚生労働大臣、また厚生労働省における、このことは基本的に厚生労働省としてもしっかりと認識をいただきまして、御検討、また法的整備につきましても心からお願いを申し上げたいと思います。

最後に、済みません、通告はしておりませんでしたが、連休中に原子力安全委員会が発表したS P E C I D の試算値約五千枚の中に驚くべきものがありました。一歳児、もう本当に子供、赤ちゃんです。一歳児の甲状腺の内部被曝の等価線量について、事故当初から三月二十四日までの積算値であります。一番低い等価線が計画的避難区域に掛かっていますが、これが何と百ミリシーベルトという単位なわけです。当初の屋内退避区域の一部は五百ミリシーベルト、警戒区域では急性症

うに思つておりますけれども、検討はさせていただけたらというふうに思つておりますが、先生の貴重な御意見として拝聴させていただいたところでございます。

○中村博彦君 今なぜ仮設を超えた臨時福祉施設かというのは、本当に現在、大半の津波被災施設では、次なる復旧、道順、手順ができるいないんです。土地をどこにしようかと。だからこそ臨時施設という提案をいたしました。しかし実際は、津波被災施設では、早急に土地確保をして、公用用地など優先的に提供をして、来年初めには着工になれるぞ、今年の暮れには着工できるぞという手順を見せませんと、散り散りばらばらになつた入所者は安心がない、地域の皆さん方も安心がないんです。目的が決まらない、目標が決まらない。だからこそお願いしている。

そして、御存じのように、介護スタッフも本当に必死で今介護をしています自分のことを顧みず。その介護スタッフの居住空間すら確保できないう状況でございますから、是非見てもらいたい。避難所で介護スタッフがなかなか頑張れない、夜眠れない、夜勤した者が昼夜難所へ帰ってきて、生活というものは大変苦痛を伴つておりますので、よろしくお願いしたいということござります。

それともう一点、これ中期で必ず問題になるのが自殺問題です。孤立しがちな高齢者に対する生活支援、精神的なケア、これを是非、自殺にならないように、これから自殺が出だしてからではないにもならないわけですから、仮設住宅地域には地域包括支援センター、在宅介護支援センターが責任を持つケアを担当して、そういう施策がもう始まらなくちゃいけないし、遅いぐらいであるということでございますので、大臣、どうぞ。

○國務大臣(細川律夫君) お年寄りで介護を要する被災者の皆さん方が十分に介護されていないといふ御心配、これは私どもも委員と同じような気持

ちでございます。どういうふうな形でお年寄りの方を介護サービスきちつとしているかということがあります。そのときには、今委員が御指摘にあつたような、その地域でお年寄りの要介護者あるいは要支援の方々を支援していくということについて、これについては私どももきつとこれからやっていきました。いというふうに思つております。

そのときに、今先生が指摘されたその介護職員の皆さん方も、これも被災をされていながら介護職員としてお年寄りを見ていたくという、そういう意味では本当に御苦勞をされているというふうに思います。そういう方にどのような形でこれまで支援ができるかということも考えていかなければというふうに思つております。またいろいろと先生の御意見もお聞かせいただいて参考にさせていただけたらというふうに思つております。

○中村博彦君 自殺への防止のための対応、ひとつもう一度御検討を願いたいと思います。それと、ちょっと大塚副大臣に聞かせてもらいます。ですが、この要介護度認定が二千九百六十件も滞つておるわけですね。そして、暫定ケアプランでいいと言ふんすけれども、なかなか暫定ケアプランでは対応でき得てないんです。皆さんも御存じのように、私は最初から、制度をつくるときにおかしいでないかと。要支援に出たものは地域包括のケアマネジャーがケアプランを作るんですね。それで要介護になつたら、御存じのとおりケアマネジャーが作る。だから、要支援と要介護者ではケアプランを作ることが全然違うんですよ。だから、暫定ケアプランというものは要支援と要介護の中間でおる方は両方が作るんですか。これでござりますから、この住宅分にはこの地域包括ケアセンターが、在宅介護支援センターが責任を持ってケアを担当して、そういう施策がもう始まつたんだと思います。

だから、今も大臣、申し上げましたけれども、制度だと申しますね。しかし、今回は違法性阻却ですよ、はつきり言つて。超えなくちゃいけない、制度を。だから、無条件で介護サービスを認めるとか、特例措置等を考えた中で、副大臣、どうで

しょうか。

○副大臣(大塚耕平君) 中村先生にはいろいろとお話を賜つておりますことは改めて御礼申し上げますが、今回厚生労働省いたしましては、何度もこの委員会でも発言をさせていただきておりますが、できることは全てやるという姿勢で臨むようにということで、大臣の号令一下やつております。そういう中で、被災から二ヶ月たつて緊張感が緩んでないかということを改めて今日、委員会の後にも確認をさせていただきたいと思いま

す。その上で、今御指摘のあつた二千九百六十件、これが滞つているということは、報道で最初私も知りましたけれども、事実関係を確認をしつつ、滞つておるという事実があれば、できることは全てやるという姿勢でやはり臨まなければならぬと思っております。

恐らく要介護認定をしていたく市町村のスタッフ等が足りない等の事情からこういう事態が生じているわけありますので、どのような対応ができるのか、先生御指摘の暫定ケアプランの活用もその一つだとは思うんですけれども、この状況を放置することなく、何ができるのかということをしつかり検討して対応させていただきたいと

思います。

○中村博彦君 早急にお願いいたしたいと思います。

○國務大臣(細川律夫君) 厚生労働省いたしました。先生が今お話しなりましたように、もう震災直後からこれは大変な大災害であつて負傷者も多いと、こういうことで、海外からの支援がありましたならばそれはもう受け入れて、そして被災者の救援にしつかり取り組むと、こういう方針で臨みました。

しかし、私どもとしたら、被災地の皆さんそのういう治療あるいは救命の要請、そしてまた海外からの善意、これがうまくいくだろうというふうに思つております。しかし、海外からのあれはたくさん生の御指摘のような、海外からのあれはたくさんありましたけれども、要するになかなか受け入れ体制が十分でなかつた。この受け入れの方につきましては外務省の方が担当をいたしておりまして、その外務省の受け入れ体制がどうもうまくいかなかつたんではないかというよう、これはもうあくまで推測でありますけれども、ではなかつたかというふうに思ひます。

それからまた、被災者の皆様方の地域のあるいは自治体からの要請というのも、これもなかなかうまくマッチングができなかつたようなこともあ

りまして、なかなかイースラエルの医療が非常にすばらしかったという、そういうことがもつともつと各地域で行われていたらよかつたなというふうに私の方は思つておりますけれども、そういう海外のせつかくの御厚意、善意というのが生かされなかつたということはこれは反省をいたすところでもあります。今後の災害などの緊急時に對してどのような形かという形でのこれは参考にしていかなければというふうに思つております。

○中村博彦君 厚生労働大臣にしては精いっぱいのお答えだつたかと思ひますが、だから、なぜこの地元関係者との調整ができなかつたか、なぜ自治体の要請が鈍つたか。私は、この際、やっぱりあらゆる団体が既得権を捨てた形で、東日本の再構築だけではないですよ、日本の再構築のためにやるべきでないか。だから、そういうところに是非メスを入れてやつていただきたい。

このイスラエルの、本当に、大臣が申したようく、内科や小児科、眼科、耳鼻科まで幅広くやつていただいた。本当に感謝を申し上げざるを得ません。そしてまた、国境なき医師団、これは本当に世界の貧困というものを、健康というものを救つておるじゃないですか。そういう視点で是非このような日本の壁、規制という壁、既得権益団体という壁を破るような努力を是非お願いをいたしたい。

私は、五月三日にバンコクへ行かせていただきて、そしてそこで見させていただいた、この高知の近森会近森病院とサミティヴエート病院が、タイです、連携をして、共に医療を連携して医療を高めようと、お互に高めていこうという調印式を目の当たりに見させていただいて、これ本当に今回の件、グローバル化の絶好の機会だったのに、なあと残念でたまらない。

そして、もう言わざるものなだけれども、産業構造ビジョン二〇一〇で経済産業省は、今後の戦略五分野として医療、介護、健康、子育てサービスを大きな柱にしていますよね、大臣。こういう中でこういう負の部分は解消するよう努めたい。

力ををしてほしいということでござります。
一言どうぞ。

力をとしてほし
一言どうぞ

二〇四

レジで貰ってます。

に向け
す。そ

て人材というのは本当に必要でございま
ういう中で、この日系人離職者対策に対す

○中村博彦君　いやいや、だから今申し上げておることは、外国人技能実習制度で今全国では十三

○国務大臣(細川律夫君) 今回の震災で外国のお医者さんがケアをされたり、あるいはこの緊急時に救命の仕事に携わっていただくという、こういう

る支援事業、これはどういうようにお考えなのか、厚労大臣、お願いいたします。

の
万人が働いておるんですよ、この実態ですよ。この十三万人を大切にしたらどうですかということを申し上げておる。それは間違つたらいかぬです

うことは、私はこの際、外国の善意を受け入れてしつかりやつていただいた方がこれは良かったのではないかというふうに思つております。それがうまくいかなかつた原因について委員の御指摘のようなものがあるとするならば、そこはいろいろ

人労働者、その受入れについてどのように厚生省は考へておるかと、こういう御質問だというふうに思います。

だから、今後はもちろん復興のために人材は必要、もちろん日本人を使うというの、これは常識です。しかし、今申し上げたのは、日本で働きながらそういう形で強制的に帰らせたのはなぜなん

〇中村博彦君 今日本では、外国人の労働者が六十五万人とも言われています。そして、今回の大震災を受けて、中国のメディアは、中国人が東北では八万人働いていると、こんな報道もなされております。

「そういうことから、高度に専門的あるいは技術的な野での、こういうところでの外国人の労働者の日本での就業というのは、これは積極的に推進をすると、こういう考え方でござります。

一方、単純労働者の受け入れにつきましては、これを拡大をしていくと、こういうことについていは、国内での労働力との競合あるいは代替といふのが生じまして、若者とかあるいは女性、高齢者

だと。手切れ金制度はおかしいじゃないかということを申し上げておるわけです。だから、日系ブラジル人へは再入国の道を、日本でおつた方ですよ、手切れ金が対象になつた方ですよ、そういう方は再入国の道を開くべきでないかということを申し上げておるわけです。

それから、外国人技能実習制度が二〇〇九年に改正されましたよね。今十三万人がその適用を受

事業所といふのは本当に多うございます。今回も
そういう中で、この外国人実習生に頼つておる
おります。

等の雇用機会が喪失をするというようなことから、国内の労働市場に対し悪影響を及ぼすのではないかと、こういう懸念があることから、これが

けておるわけですよ、十三三万人が。しかしながら、この在留資格が技能実習で創設された、そして一年目から労働関係諸法令が適用された、だか

銚子市の水産加工業がこの技能実習制度の実習生の受け入れを二倍に増やしてほしいと法務大臣に働きかけてございます。そしてまた、高原野菜でも有名な長野県佐久地方でのこの外国人実習生、壊滅状態だということでもござります。

はやっぱり十分に慎重でなければならないんじやないかと、こういうように考へてゐるところですざいます。

したがつて、こういう先生の御指摘もございますし、これから外国人労働の問題については、日

ら残業だとか休日だとか最低賃金は守れるようになつて一步は前進したと。しかし、大きな改革はなされていないと、負の構造は今なお直されないと。

だから、小宮山副大臣、今なお送り出し天国にお

何はともかくとして、現在、裾野産業、裾野企業で頑張る外国人労働者は大変多いものがござります。日本の縫製工場は、年間一万人余りが実習生として、そして合計では三万人が繊維産業を支えておるそうでござります。

本が開国をしていくことでのTPPの議論もなされているところでございまして、そういうところでも議論もされていくものというふうに田嶋大臣をいたしました成長戦略の中では、これからも日本での政府がいますけれども、今、少なくとも日本での政府が

けるブローカー等の介在があるんですよ。日本における受入れ側にも中間取扱を生んでいるような一次受入れ団体があるんですよ。これをこのまま、政権ですよ内閣ですよ、小宮山副大臣が維持するんですか、改革はどうですか、それを

こういう中で、是非、身勝手な制度をなお続けられるのか。この身勝手な制度というのは、二〇〇九年のリーマン・ショック以降、自動車関連企業、日系人のリストラをバックアップする施策として、日系人離職者に対する帰国支援事業で、一人三十万円支給をして、もう最低三年間は再入国させないと、手切れ金だという形の帰国支援事業が行われたそうですが、これから震災復旧

労働力がだんだん少なくなつていくと
そういう中でどういうふうな形で労働力を維持するかということについては、日本の若者、そして女性、高齢者、そういう方にできるだけ就労の機会をと、こういうことで進めておりまして、先生の御意見とは少し考え方がちょっと違うかも分かんませんけれども、そこは御理解をいただきたいと、こういうふうに思つております。

申し上げておるわけでございまして、負の構造と
いうものを変えたらどうですか、小宮山副大臣。

○副大臣（小宮山洋子君） 委員の御指摘、ごもつ
ともなどころがたくさんあると思つております。
私も、議員になる前からこの問題はずつと、研
修制度を実習制度にして、実際に、実際は労働を
しながら研修だということで、生まれたときから
これは非常に実態と制度の問題とというのがいろい

る問題を含んでいるということは私も認識をしております。

今、さつき大臣が申し上げたような日本の雇用情勢の中で、それでもやはり多くの中小企業は外国人の労働者、労働者と言つていいのかどうか分かりませんが、その実習生がないと成り立たないといふところもあるわけですので、その辺の貢献度、してきたことは間違いないわけですから、これからこの日本の労働政策の中でこうした問題と正面から向き合ってきちんとと考えなければいけないというふうに考えておりますので、また御意見もいただきながら検討してまいりたいと思っております。

○中村博彦君 だから、皆さんも御記憶があると思いますが、二〇〇九年改正時に衆議院も参議院も附帯決議付けていますよね、津田委員長。同制度の在り方の抜本的な見直しについて、できるだけ速やかに結論を得るよう、外国人研修生・技能実習生の保護、我が国の産業構造の観点から総合的な検討を行う、こう附帯決議は示されておるわけですよ。

だから、やはりこの改革はしなくちやいけないということでございまして、法務副大臣、お見えになつていただいていますが、お願ひいたしました。

○副大臣(小川敏夫君) この外国人労働者の受入れとかあるいは今ある技能実習生の受け入れとか様々なことがあります、法務省としましては、やはり実際にその分野を担当する、労働であれば厚生労働省、あるいは企業であれば経済産業省とか、そうした実質的なところの判断を受けて言わば出入国の基準を定めるということでございまして、労働者であれば、やはり国内の労働状況等の状況もございますので、そうした国民的な合意ができて、政府の方針として判断が決まれば、法務省としましてもそれに沿つた出入国の在り方に持っていくと、このようないふうに思つております。

○中村博彦君 元々この実習制度というのは技能移転なんですね、アジアの国々から日本で技能

を習得して帰ると。それがいつの間にか日本の労働力の補完になつてしまつた。この制度は、やっぱり、やっぱりある意味で目的が違つてきておるんだから、変えていただきたいということでおざいます。それでなかつたら、友好的なアジアの国々に対するリーダー国日本と皆さんが自負するなら、考えてもらいたいということでおざいます。

そして、これは法務省が第四次出入国管理基本計画、これ示しています。そして今、現場だから厚労を大切にすると小川副大臣申しましたけれども、この研修・技能実習制度の適正化への取組、それじゃ適正化をどんどんやってくださいよ。要するに、ブローカー的な団体というものをどういふうにして、本来的には要するに実習生、研修生を大切にするという制度なんだから、その視点でもう一遍構造を変えてもらいたいと。そして、御存じのとおり、このEPAで受け入れた介護福祉士の就労状況を踏まえ、我が国の大學生等を卒業した、介護福祉士等の国家資格を取得した者の受け入れの可否については検討すると、こういうような今計画が示されていますけれども、どういうような流れになるのか、お答え願いたいと思います。副大臣。

○副大臣(小川敏夫君) 幾つかありました。例えば介護の現場のEPAで協定に従いましてインドネシア等から受け入れておるわけでござりますが、それを離れてまして一般的に認めるかどうかとなりますが、やはり介護や医療、そうした現場の声を十分に生かして、やはりその現場にも様々な声あるいは状況があるでしょうから、その分野を所管する省庁の御意見あるいは政府の判断といふ派遣のお話あります。たが、国内の医療従事者の派遣につきましては、これまで八千人を超える方々が、それを離れまして一般的に認めるかどうかとなりました。

○秋野公造君 公明党の秋野公造です。被災地の皆様方のお役に立てるよう質疑に入りたいと思います。

まず、医療体制について伺います。

先ほど中村委員からも海外からの医療従事者の派遣のお話ありましたが、国内の医療従事者の派遣につきましては、これまで八千人を超える方々が被災地に行かれて被災地の医療を守つていただきました。

活動中の人数についてはゴールデンウイークを明けて少しやつぱり減つてきてるようになります。現場があるからなのかもしれません、被災地の医療を守る上で医療従事者の確保は十分になされおりますでしょうか。あるいは、今後の見込み、教えていただけますでしょうか。

○中村博彦君 介護福祉士というのがこれだけ専門性が高くなつておるにもかかわらず、国家資格になりながら、在留許可要件になつておらないんですね。大学でアジアの国の人々が一生懸命留学で頑張つても在留資格要件にならないのをどう

お考えか、改めてもらいたいということを申し上げたわけでございます。

最後に生活保護について御質問をさせていただきます。

一言申し上げておきたいことは、現在でも生活保護受給者は二百万人を超えてきています。これは東日本大震災前でございます。しかしながら、生活保護はこの大震災後はなおかつ必要です。必要な方が多くおられます。しかし、難題としては不正受給だと、それから御存じのとおり医療扶助の適正化の問題だと、大きな問題が横たわっています。これは税と社会保障の一体改革の中

で、この逆転現象、年金よりも高い、最低賃金よりも高い、この生活保護というのを大胆な構造改革をしなくては五年、十年先の私は日本はない」と、こう考えておるわけでございまして、次回、この質問はゆつくりさせていただきます。

ありがとうございました。

○秋野公造君 公明党の秋野公造です。被災地の皆様方のお役に立てるよう質疑に入りたいと思います。

まず、医療体制について伺います。

先ほど中村委員からも海外からの医療従事者の派遣のお話ありましたが、国内の医療従事者の派遣につきましては、これまで八千人を超える方々が被災地に行かれて被災地の医療を守つていただきました。

活動中の人数についてはゴールデンウイークを明けて少しやつぱり減つてきてるようになります。現場があるからなのかもしれません、被災地の医療を守る上で医療従事者の確保は十分になされおりますでしょうか。あるいは、今後の見込み、教えていただけますでしょうか。

○政府参考人(大谷泰夫君) お答え申し上げます。

○政府参考人(大谷泰夫君) お答え申し上げます。

地震が発生しまして約二ヶ月が経過しまして、被災した医療機関も徐々に再開しつつあるところもございます。今後は、地域のこういった医療機

能の復活の状況も踏まえまして、必要に応じて支援を調整していくことが必要でございます。

今お話をありましたように、連休明け、現在の状況でも約百チームが現地で活動をしておりますが、今後も必要な医師等が確保できますように、医師等の確保の見通しを開いているところでござります。厚生労働省としても、必要に応じて今後も継続的な派遣に向けて関係団体と調整していく予定でございます。厚生労働省としても、必要に応じて今後も継続的な派遣に向けて関係団体と調整していく予定でございます。

岩手県、宮城県、福島県に対し、まず六月末での医師等の確保の見通しを開いているところでござります。厚生労働省としても、必要に応じて今後も継続的な派遣に向けて関係団体と調整していく予定でございます。

○秋野公造君 五月中は大丈夫ということでしょうか。

○秋野公造君 五月中は大丈夫ということであります。これは税と社会保障の一体改革の中でも、この逆転現象、年金よりも高い、最低賃金よりも高い、この生活保護というのを大胆な構造改革をしなくては五年、十年先の私は日本はない」と、こう考えておるわけでございまして、次回、この質問はゆつくりさせていただきます。

ありがとうございました。

○秋野公造君 公明党の秋野公造です。被災地の皆様方のお役に立てるよう質疑に入りたいと思います。

まず、医療体制について伺います。

先ほど中村委員からも海外からの医療従事者の派遣のお話あります。たが、国内の医療従事者の派遣につきましては、これまで八千人を超える方々が、それを離れまして一般的に認めるかどうかとなりました。

○秋野公造君 沿岸部など被害を受けた医療機関、こういったところは病床が失われてしまうことになりましたので、こういったところは今後内陸部でフォローが行われていくんだと思います。

○秋野公造君 沿岸部など被害を受けた医療機関、こういったところは病床が失われてしまうことになりましたので、こういったところは今後内陸部でフォローが行われていくんだと思います。

○政府参考人(大谷泰夫君) 今申しました三県とも五月末までは確保のめどが立つてないというふうに聞いております。

○秋野公造君 五月中は大丈夫ということであります。これは税と社会保障の一体改革の中でも、この逆転現象、年金よりも高い、最低賃金よりも高い、この生活保護というのを大胆な構造改革をしなくては五年、十年先の私は日本はない」と、こう考えておるわけでございまして、次回、この質問はゆつくりさせていただきます。

ありがとうございました。

○秋野公造君 公明党の秋野公造です。被災地の皆様方のお役に立てるよう質疑に入りたいと思います。

まず、医療体制について伺います。

先ほど中村委員からも海外からの医療従事者の派遣のお話あります。たが、国内の医療従事者の派遣につきましては、これまで八千人を超える方々が、それを離れまして一般的に認めるかどうかとなりました。

○秋野公造君 沿岸部など被害を受けた医療機関、こういったところは病床が失われてしまうことになりましたので、こういったところは今後内陸部でフォローが行われていくんだと思います。

○政府参考人(大谷泰夫君) 今申しました三県とも五月末までは確保のめどが立つてないというふうに聞いております。

○秋野公造君 五月中は大丈夫だと思います。

○秋野公造君 五月中は大丈夫だと思います。

能の復活の状況も踏まえまして、必要に応じて支援を調整していくことが必要でございます。

今お話をありましたように、連休明け、現在の状況でも約百チームが現地で活動をしておりますが、今後も必要な医師等が確保できますように、医師等の確保の見通しを開いているところでござります。厚生労働省としても、必要に応じて今後も継続的な派遣に向けて関係団体と調整していく予定でございます。

岩手県、宮城県、福島県に対し、まず六月末での医師等の確保の見通しを開いているところでござります。厚生労働省としても、必要に応じて今後も継続的な派遣に向けて関係団体と調整していく予定でございます。

○秋野公造君 五月中は大丈夫だと思います。

○秋野公造君 五月中は大丈夫だと思います。

能の復活の状況も踏まえまして、必要に応じて支援を調整していくことが必要でございます。

今お話をありましたように、連休明け、現在の状況でも約百チームが現地で活動をしておりますが、今後も必要な医師等が確保できますように、医師等の確保の見通しを開いているところでござります。厚生労働省としても、必要に応じて今後も継続的な派遣に向けて関係団体と調整していく予定でございます。

岩手県、宮城県、福島県に対し、まず六月末での医師等の確保の見通しを開いているところでござります。厚生労働省としても、必要に応じて今後も継続的な派遣に向けて関係団体と調整していく予定でございます。

○秋野公造君 五月中は大丈夫だと思います。

○秋野公造君 五月中は大丈夫だと思います。

子力安全委員会が定める飲食物摂取制限に関する指標等を踏まえまして、三月十九日には水道水の放射性物質に係る指標等を設定し、指標等を超えた場合には水道事業者に対しまして水道水の摂取制限及び広報を要請し、安全性の確保に努めております。

また、四月四日にはモニタリング方針を定めまして、水道水の安全性を確認する上で放射性物質の検査を頻繁に実施することが望ましいことから、福島県及び近隣十都県を重点として一週間に一回以上を目途に検査を行うこと、ただし検査結果が指標等を超過し、又は超過しそうな場合には原則毎日実施するよう地方公共団体に対応を求めるなど、安全対策に取り組んでいるところでございます。

さらに、四月二十五日には、有識者で構成されます水道水における放射性物質対策検討会におきまして、水道水への放射性物質の影響メカニズムの検証や水道水中の放射性物質の低減方策等の検討を開始したところでございます。

今後、当該検討会の検討結果等を踏まえまして、中長期的な安全性確保も含めまして、水道における放射性物質対策に万全を期してまいりたいと考えております。

○秋野公造君 どうか、低減法の開発、よろしくお願ひをいたします。

次に、視覚障害者の対策について伺います。郡山市の避難所で視覚障害の方とお会いをしました。やはり大変気の毒でして、全く情報が入らない、生活便りを読むことができないというようなお声も直接伺いました。改めて、視覚障害者への対応というのは本当に必要なことなんだということを思いました。

音声コードの普及につきましては、これまでこの委員会で何度もお願いをさせていただきましたが、研修の状況、いかがでしょうか。

○政府参考人(木倉敬之君) お答えいたします。

視覚障害のある方のための文字情報、これを音

声に変換します音声コード、これは、まずは読み上げ装置の方を日常生活用具として個々人の障害のある方に給付をする事業、それに加えまして、都道府県や市区町村がその公共機関の窓口でそれを備え置いていただく場合の整備の事業といふものに対する支援を行つてまいりました。

先生御指摘のように、これをやっぱりより広く知つていただいて活用いたすこと、まだまだ進んでおりません。そこで、更にこの音声コードといふものを使って理解をしていただきまして活

用が進みますように、都道府県に基金を設置しておますが、視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業の中で、二十一年度からではございますが、

自治体の職員などの方々を対象に音声コード普及のための研修会、これも実施を支援をしていこう

ということで今進めております。

今現在の状況でございますが、二十一年、二十二年の自治体におきます実績でございますが、都道府県でございますと十七か所でございますからまだ三十六%、指定都市一か所、中核市五か所でござりますからこういう大都市で約一〇%程度と、一般の市区町村二十三か所ということござりますので、更に普及を図つてまいる必要があるというふうに思つております。

○秋野公造君 今日は機械を持つてきました。(資料提示) これはJAVISさんから借りてきました。た機械でして、ここに音声コードを差し込んで携帯電話で読み込む機械になります。前回、以前、厚生労働委員会でお持ちしたこれの機械は十万円

かかりませんでした。やはり大変気の毒でして、全く情報が入らない、生活便りを読むことができないというようなお声も直接伺いました。改めて、視覚障害者への対応というのは本当に必要なことなんだと

いうことを思いました。

音声コードの普及につきましては、これまでこの委員会で何度もお願いをさせていただきましたが、研修の状況、いかがでしょうか。

○政府参考人(木倉敬之君) お答えいたします。

視覚障害のある方のための文字情報、これを音

声に変換します音声コード、これは、まずは読み上げ装置の方を日常生活用具として個々人の障

害のある方に給付をする事業、それに加えまし

て、都道府県や市区町村がその公共機関の窓口で

それを備え置いていただく場合の整備の事業とい

ふものに対する支援を行つてまいりました。

○政府参考人(木倉敬之君) 今お示しをいただき

ましたもの、実際に視覚障害をお持ちの方に御利

用いた中で改善を重ねてより良いものに開発

を進めていただいているというふうに思つており

ます。

○秋野公造君 ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひします。

最初に、文科省が公表しました航空機モニタリ

ングの結果、非常に驚きましたが、これはもうちょっと早く出すことができなかつたんでしょう

か、あるいは早く行うことができなかつたんでしょうか。

これを見ますと、セシウムの蓄積量が高い地域

が、原発周囲半径二十キロだけではなく二十キロ

圈外にもセシウムの蓄積量が非常に高い地域が示

されていますが、今後こういった地域は原発周

囲半径二十キロと同じように警戒区域になること

を想定していますか。

○政府参考人(中西宏典君) お答え申し上げま

す。

今御指摘ありました警戒区域といったものの設

定についての考え方でございますけれども、避難

区域を法的な強制力のある警戒区域とすることに

つきましては、放射線の防護というものと住民の

方々の活動制限と、そういったバランスもござい

ますし、地元の自治体との調整といったものが担

保できてそれを初めて設定できるということです。

○政府参考人(中西宏典君) お答え申し上げま

す。

今御指摘の計画的避難区域というものの設定に

つきましては、基本的には、その設定の考え方

は、事故発生から一年間の間の積算線量、これが

二十分ミリシーベルトに達するというおそれがある

区域を設定してございます。こういった区域につ

きましては、先ほどの警戒区域を設定するとい

うことではなくて、そのリスクがちょっと違うとい

うこともあるって、直接的に計画的避難区域を警戒

区域とするということは想定してございません。

○秋野公造君 しかしながら、チエルノブリで

同じように比較をしますと、すなわちセシウム

一百三十倍で比較をしますと、百五十万ベクレル・

ペル・平方メートルで立入りを制限したチエルノ

ブリと比較をすると、今回の対応は甘いという

ことになりませんか。

しょ
うか

具体的には、全般的に申しまして、任務中は

いりたいと考えております。

○政府参考人(中西宏典君) 実は、五月の六日に公表いたしましたけれども、文部科学省及びアメリカのエドレギー^{エドワード}による元々モニタリ

一方のニスノニシングの測定結果といふものを踏まえますと、こちらの方では、チエルノブリイでのお話ございましてけれども、セシウム137といふものの地表面

やつて、いきたいと思つております。
○秋野公造君 どうかよろしくお願ひします。子供を守つてほしいと思ひます。
冬つります。

の蓄積量がそこで明確になっておらず、そこでは、百万ペクレル、平方メートルごとのレベルを超える地域というは基本的に計画的避難区域の領域とほとんど同じだということになりました。

したかいまして 基本的な考え方はちょっと異なるアプローチでございますけれども、結果的には、今御指摘のあつたような形での立入禁止といつたものが日本の場合は計画的避難区域といつたものになつてているというようなことでは、その影響という面から見ますと、ほとんど同等の対応を取つてゐるというふうに認識してございます。

○秋野公造君　ということは、一日も早く避難をしていただかないとけなかつたということになります。

うか。
残念ながら、土壤の放射線の情報と空間線量の情報しかないことが正しく放射能の状況を理解できることになつてゐるのではないかと私は思つています。その意味では、土壤や空間線量だけではなく、地域における子供の標準的に受けている線量というものを明確に示すべきではないでしょ

こうした厳しい環境で被災地の皆さんと日本の復興のために尽力をしている自衛官の皆さんやその家族の皆さんが安心して現地で業務に専念できるように、政府は十分な措置を講じなければなりません。

○政府参考人(渡辺格君) 先生御指摘の、生徒の生活パターンに基づく現実的な線量を示していくことは非常に有意義であるというふうに考えておりますので、生徒が標準的に受ける放射線量の具体的なケースを示せるようにしてまいりたいと思っております。

○秋野公造君 それがないと多分話がなかなかできないと思います。

厚生省、保育園対策も同じと考へてよろしくいで

こうした厳しい環境で被災地の皆さんと日本の復興のために尽力をしている自衛官の皆さんやその家族の皆さんが安心して現地で業務に専念できるように、政府は十分な措置を講じなければなりません。

防衛省として、被災地で活躍する自衛官の健康保全について、健康維持及びメンタルヘルスの面からその対策を教えてください。

○政府参考人(原徳壽君) お答え申し上げます。

自衛隊員、長期にわたり現在も現地で頑張っております。この派遣隊員は非常に厳しい環境下で任務を遂行しているわけでございまして、精神的、肉体的な大きな負担を強いております。そういう意味から、心身両面におきます健康管理は非常に重要だと考えておりまして、その充実強化に努めているところでございます。

具体的には、全般的に申しまして、任務の中はローテーションによる休養を十分に取ること、あるいは必要に応じて医官による診察を行う、また士官終了後にも面接や建東診断を行いまして、そ

の必要に応じて、医療が必要な場合は医療を受けさせるということにしておきましても、三

踏まえまして、瓦れき撤去作業などにおきましては呼吸用保護具を使用するよう徹底を図っているところがございます。

してメンタルヘルスの巡回指導チームをつくりまして各宿营地へ派遣をして、隊員のメンタルヘルスに留意をしたところでございます。また、指揮

各駐屯地での臨床心理士等によるカウンセリングを実施しております。また、海上自衛隊あるいは航空自衛隊におきましても、護衛艦あるいは基地に臨床心理士あるいは助言係の役割を設けており、現状への対応に係る助言、あるいはハンドブックを配布するなどをしたところがございます。現在は

また、海上自衛隊あるいは航空自衛隊におきましても、想定されます隊員の様々な病状への対処に係る助言、あるいはハンドブックを配布するなどをしたところでございます。現在は各駐屯地でこの臨床心理士等によるカウンセリングを実施しております。

また、今後長期にわたりまして、心の外的傷害によりますいわゆるPTSDにつきましては、任務終了後におきましても定期的にチェックするよう、現在、対策を検討しているところでございます。

各駐屯地でこの臨床心理士等によるカウンセリングを実施しております。また、海上自衛隊あるいは航空自衛隊におきましても、護衛艦あるいは基地に臨床心理士あるいは精神科の医官を派遣いたしまして、メンタルヘルス教育及びカウンセリングを実施したところです。

また、今後長期にわたりまして、心の外的傷害によりますいわゆるPTSDにつきましては、任務終了後におきましても定期的にチェックするよう、現在、対策を検討しているところでございます。

いずれにしましても、今後とも派遣隊員の健康管理及びメンタルヘルスケアに十分に配慮してま

いりたいと考えております。

うに万全の体制を築こうと努力しているようですが、最前線で全力を尽くせるためには後顧の憂いを除去できるような環境を用意しなければなりません。そこで動かす環境と日替わりの女将たち

の責任と言えるでしょう。

面でのとのよきな措置が講じられているか、教えてください。過度な労働が原因でストレスが蓄積していく、医療の質が低下したり、また凄惨な光景を目撃する事態を防ぐためにメンタルヘルス面でどう

のようなことをしているのかを説明してください。

今回の大震災の支援ということで、今後指揮の
ように、医療チームの方々、医師始め歯科医師
の方、看護師の方、薬剤師の方あるいは理学療法士
等々の方々、そういう保健医療の資格をお持ち
の方々、県からの要請に基づきまして我々が調整
をさせていただいただけで、もう既に累計で一万
三千人を超えるような方々が支援活動を続けてい

今回の震災の支援としては、今後指揮のよう、医療チームの方々、医師始め歯科医師の方、看護師の方、薬剤師の方あるいは理学療法士等々の方々、そういう保健医療の資格をお持ちの方々、県からの要請に基づきまして我々が調整をさせていただいただけで、もう既に累計で一万三千人を超えるような方が支援活動を続けていただております。今御指摘のように、こうした

方々のストレスのケアということ、大変重要な課題であるというふうに認識しております。

これまでの災害の経験も踏まえまして、今回の大震災の直後から、国立の精神・神経医療研究センターでは災害時でのこういうふうな保健医療活動のマニュアルというものを示させていただきまして、その中では、やはり一週間程度の一定の期間でのローテーションというようなことを前提としながら、支援活動におきます基本的心構えとして

今回の大地震災の支援ということでは、今後指揮官の方々等々の方々、看護師の方、薬剤師の方あるいは理学療法士等々の方々、そういう保健医療の資格をお持ちの方々、県からの要請に基づきまして我々が調整をさせていただいただけで、もう既に累計で一万三千人を超えるような方が支援活動を続けていただいております。今御指摘のように、こうした方々のストレスのケアということ、大変重要な課題であるというふうに認識しております。

これまでの災害の経験も踏まえまして、今回の地震災の直後から、国立の精神・神経医療研究センターでは災害時でのこういうふうな保健医療活動のマニュアルというものを示させていただきまして、その中では、やはり一週間程度の一定の期間でのローテーションというようなことを前提として、しながら、支援活動におきます基本的心構えとし

て、やはり業務は限りなくあるわけでございますので、過重な労働にならないようになりますこと、それからストレスに対するセルフケアとして、生活のペース、リズムを維持すること、気分転換の工夫、一人でため込まないための支援の工夫をチークムでやつていただきたいというようなこととの呼びかけもしております。

さらに、派遣から戻られた後の方々へのケアといたしまして、派遣元の方で派遣体験を振り返りながらミーティングを行つたり、健康状況を把握するための面談等の体制も取つていただきたいこと、それから派遣後の休養できる期間を取つていただきたいこと、それから組織全体として、派遣を行つた組織で活動の報告会等、活動を共有をしていただきたいことなどを留意していただきたいというふうにお示しをしております。

これをその周知を図つておるところでございますけれども、今後ともその継続的な支援が求められておりますので、これまでの活動の状況も踏まえながら、支援を続けていかれる医療従事者の方々に更に周知をしていただき、十分な活動を継続していただけるように努めてまいりたいというふうに思つております。

○川田龍平君 十分に周知をしたとしても、現場の隅々まで行き届いているかどうかは分かりません。是非とも所管官庁として医療従事者の健康保全にもっと配慮をお願いしたいと思います。

一般事業所における精神保健については、厚生労働省の皆さんの努力もあって少しづつ成果が見えてきているようです。しかし、医者の不養生という言葉もあるように、被災地で働く医療従事者の皆さんは、人材不足と責任感の中についつい無理をする傾向が見られます。また、自衛隊のよう、指揮命令系統が明確で、指揮官から命令で休むときには必ず張りのある勤務形態とはならないでしょ。そもそもローテーションが難しいので、休むことも簡単ではないのではないでしょ。厚生労働省には、実態を把握し早急に対策を打たれることを望みます。

さて、医療機関が被災地に医療従事者を業務として派遣する際に、健康被害が生じた場合にはこれまで自己責任という趣旨の念書を取るようなどころがあると聞いたのですが、こうした念書は労働法上看過してもよいもののかどうか、厚生労働省の見解をお示しください。

○政府参考人（金子順一君） 今、医療従事者についてのお話でございましたが、労働者全般についての一般論ということでお答えをさせていただきます。

労働基準法などの労働法規は、労使の契約を締結した当事者の労働契約の内容のいかんにかかわらず、強行的に適用になる法規でございます。したがいまして、使用者の方が業務命令、つまり仕事をその雇つている方が被災地の業務に従事させられるといったような場合につきましては、御指摘のような念書を労働者との間で仮に交わしたとしても、強行法規である労働基準法の上で災害補償責任などについては、これは免れることができないものでございます。

今議員が挙げられた念書の例でございますが、労働基準法の正しい理解を阻害したりとか、あるいは被災地で業務に従事する労働者の方に無用な不安を与えるということになりましたがねませんので、問題があるものと考えております。

○川田龍平君 私どもいたしましては、こうした労働法規、適切に運用されますように、問題のあるような事案を把握した場合には厳正に対処し指導してまいりたいと思っております。

業衣の着用につきましても、労働基準監督署等による安全パトロールの際に直接事業者にその徹底を指導してございまして、また瓦礫処理作業の注意事項を分かりやすく解説いたしました。レットの配布や講習会を通じまして引き続きこれらの対策の徹底に努めしていくこととしております。

また、防じんマスクの正しい使用や安全靴、作業着などは労働者自身が用意するよう求められており、アスベスト等の粉じん対策マスクについては言及もありません。本来企業が用意すべきこうした労働者の安全のための必需品がきちんと供給されているのかどうか不安です。一次補正予算で避難区域及び計画的避難区域の災害廃棄物について

も、防じんマスク五万枚分の予算が付いています。より徹底した指導の徹底と配布をお願いいたします。

労働基準局の安全衛生部長名で四月二十二日に「がれき処理に伴う労働災害防止対策の徹底について」という通知は出ていますが、五月一日には環境省と経済産業省と連名で厚生労働省は「福島県内の災害廃棄物の当面の取扱いについて」との方針を出しており、今週以降、やつと環境省が瓦礫などの放射能濃度を調査し今後の対策を考えるとしています。

労働者の命を守るための対策が後手後手に回つてしまっているのではないでしょか。厚生労働省の見解を求めます。

○川田龍平君 この粉じん対策用マスクというものは入手もしにくく、正しく装着しないと効果も望めません。より徹底した周知をしていただきたいと思います。また、放射性物質については、風評被害ではなく実際に被害が出てからでは遅いのです。是非ともよろしくお願ひいたします。

さて、医薬品の流通と医療供給体制の確保について確認させてください。

三月二十四日の当委員会において、計画停電に関連し、医薬品卸業者、製薬企業など、医薬関連産業への特別の配慮をお願いいたしました。大谷医政局長より、関係省庁と強く申入れ協議をしてまいりたいという強い言葉をちょうだいして、大変大きな期待をして待つていただけですが、海江田経済産業大臣や政府の見解からは、いまだに医療関連産業への特別の配慮というような話は出でません。

この夏にも同様に節電が呼びかけられていますが、医薬品の流通を担う医薬品卸業、製薬企業などの医療関連産業への配慮についてはどのようになつてているのでしょうか。前にも申し上げましたように、医薬品や衛生材料がなければ医療現場は動きません。医薬品や医療材料配送体制の確保のために何かしらの腹案があるのか、教えてください。

また、そもそも、医療機関にも一律一五%の節電を課すというのは、人の生死を軽んじることになるのではないでしょ。一五%の節電を守る

ために必要な医療機器を停止させたり温度管理が必要な輸液を室温保存せざるを得ない状況になるならば、それは安全な医薬品を、医療を安定供給できないということにほかなりません。命を大切にする社会を実現するためにも、一律一五%を強制するのではなく、何らかの配慮を考えていただきたいと思いますが、細川厚生労働大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(細川律夫君) 委員と同じような考えの下で今強く要望いたしております。

厚生労働省といたしましては、医療施設、それから医薬品製造業、それから医薬品卸売業、これらの事業があるは行為が支障を来すということがないように、これは厚生労働省挙げて今強く要望をいたしております。最大限のこれらに対しの配慮を求めているところでございます。

ただ、一方では、ただそれだけを要求するというのではなくて、一方では、命とかには関係のないようなどころでは、そういうところでもきちんと節電はしていくと、こういうことも厚生労働省としては求めていかなければいけないというふうに思っております。

○川田龍平君 この問題については、是非とも希望を要望として終わらせずに、これは必ず厚生労働省としての意向を経済産業省に認めてもらうよう、所管大臣としてしっかりと是非細川大臣に働いていただけるようによろしくお願ひいたします。命の問題ですので、よろしくお願ひいたします。

○田村智子君 日本共産党の田村智子です。

東京電力福島第一原発では建屋の中に入つての作業も始まりました。放射線量が非常に高い場所もあるとの報道もありますので、作業に当たつてばかりないと思います。

厚生労働省は三月十五日に、電離放射線障害防止規則の特例措置を発令して、緊急作業時の被曝線量の上限を百ミリシーベルトから二百五十ミリ

シーベルトに引き上げています。通常の被曝の上限は、五年間で百、一年間では五十ミリシーベルトですから、相当な緩和を行つたことになります。

この福島第一原発での作業は過酷で、労働者を入れ替えながらの作業も行われているとお聞きします。そうすると、短期間に事故現場とほかの原発などで働くという、そういう労働者の被曝線量をどう管理していくのかということが問われてくると思います。

例えば、緊急作業で百ミリシーベルトを超えるような被曝をした労働者が同じ年度内に他の原発の放射線管理区域で働くよう事業者が指示をする、これは法令上認められるのかどうか、確認をしたいと思います。

○政府参考人(平野良雄君) お答え申し上げます。電離放射線障害防止規則の第四条におきましては、管理区域内において放射線業務従事者が受けれる線量について、先生御指摘のように、五年間で百ミリシーベルトを超えて作業に当たらせた場合、この場合には罰則はどうなっていますか。

○田村智子君 それでは、改めてお聞きしますが、通常、年間五十ミリシーベルト、五年間で百ミリシーベルトを超えて作業に当たらせた場合、

規則の第四条で、いわゆる通常の作業につきましては、放射線被曝の線量の上限を五年間百ミリ

シーベルト、一年間五十ミリシーベルトと定めてございます。これに違反した場合には、労働安全衛生法の第二十二条に違反することとなりま

で、同法第百十九条に基づきまして、事業者は六ヶ月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する

というふうにされています。

○田村智子君 これ、緊急時で二百五十ミリを超える被曝をさせた場合にも、同じように懲役六か月、罰金で五十万円以下の罰金と、これ罰則あるんです。

このため、緊急作業に従事して百ミリシーベルトを超えて被曝した労働者につきましては、他の放電線業務に従事させた場合につきましては、電離則には明示的な規定はなく、法違反には当たらぬといふに考えております。

しかしながら、緊急作業に従事した労働者の健

康障害を防止する観点からは、緊急作業を通常作業と別枠として評価することなくやはり一括として評価することが望ましい、そういうことから、

今般の緊急作業による被曝線量が百ミリシーベルトを超えた労働者につきましては、今回の緊急作業に従事した期間を含む五年間の残り期間はそれ

以上被曝させないことを指導していくこととしております。

○田村智子君 五年間で百ミリシーベルトを超えないように指導していくと。この指導は大切だと思うんですが、例えば事業者がその指導に従わなかつた場合には罰則規定というのはどうなるんでしょうか。

○政府参考人(平野良雄君) 先ほど申し上げましたように、そういう場合につきましては、法違反には当らないといふに考えております。

○田村智子君 それでは、改めてお聞きしますが、通常、年間五十ミリシーベルト、五年間で百ミリシーベルトを超えて作業に当たらせた場合、この場合には罰則はどうなっていますか。

○政府参考人(平野良雄君) 電離放射線障害防止規則の第四条で、いわゆる通常の作業につきましては、放射線被曝の線量の上限を五年間百ミリシーベルト、一年間五十ミリシーベルトと定めてございます。これに違反した場合には、労働安全衛生法の第二十二条に違反することとなりまして、同法第百十九条に基づきまして、事業者は六ヶ月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する

というふうにされております。

○田村智子君 これ、緊急時で二百五十ミリを超える被曝をさせた場合にも、同じように懲役六か月、罰金で五十万円以下の罰金と、これ罰則あるんです。

ところが、今回、緊急時の被曝と通常時の被曝線量というのが別建てになってしまつて、これ極端な例を挙げれば、緊急時で二百五十近い被曝をした方が通常作業で同じ年度でもう五十ミリシーベルト被曝しても法令上の違反に当たらない

といふことになつてしまふんですね。

厚生労働省は、さすがに、四月二十八日に労働基準局長の名の通知で、五年間百ミリシーベルトを超えないようによく、既に緊急時で百ミリを超えた方はその後清算で五年間は他の被曝するような作業に当たらせないように指導すると、こういう通知出しています。でも、この通知での指導の根

拠となる法律がないことなんですよ。事業者に責任問えなくなっちゃうんですね。

これ私、大臣、副大臣、どちらでもいいんですけれども、このままいいのかという問題起きてくると思います。是非これ、罰則を含めて厳しく規制ができるようにはすべきではないのかどうか検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○副大臣(大塚耕平君) まず基本的な認識の部分の方から、一百五十ミリに今回緊急作業で緩めたものに該当する方が、例えば二百五十近くまで作業をしてその後、平時に戻られて更に五十別枠でいいことになつているというふうにおっしゃいましたけれども、そういうふうにはなつていません。

○副大臣(大塚耕平君) 二百五十が緊急時、これはやむを得ず、原発事故を収束していただくためにやむを得ずそういう数字になつておりますが、仮に百五十で、その方が百五十で平時に戻られた場合には、もう既に三百五十が緊急時、これはやむを得ず、原発規則を設けるべきではないかという御質問でございませんが、今申し上げましたようなルールに基づいてしっかりと対応をさせるべく厳格な指導を行つてまいりたいというふうに思つております。

○田村智子君 ちょっとと今、答弁されていたところですね。法令上はそういう規定になつていて、このとおりです。けれども、もう一度担当から御説明をさせます。

○副大臣(大塚耕平君) ずれていなっていますので、もし御確認が必要であればもう一度担当から御説明をさせます。

○政府参考人(平野良雄君) 放射線の緊急作業と通常の作業の評価に関しまして、緊急作業を通常作業と別枠として評価することなく一括して評価することが望ましいことから、今般の緊急作業に

することができるようになります。

○田村智子君 ちよつと今、答弁されていた

ところが、今申し上げましたようなルールに基づいてしっかりと対応をさせていくべき嚴格な指導を行つてまいりたいというふうに思つております。

○田村智子君 ちよつと今、答弁されていたところが、今回、緊急時の被曝と通常時の被曝

線量というのが別建てになつてしまつて、このとおりです。法令上はそういう規定になつていて、このとおりです。

○田村智子君 ちよつと今、答弁されていたところが、今回、緊急時の被曝と通常時の被曝

線量というのが別建てになつてしまつて、このとおりです。法令上はそういう規定になつていて、このとおりです。

○田村智子君 ちよつと今、答弁されていたところが、今回、緊急時の被曝と通常時の被曝

線量というのが別建てになつてしまつて、このとおりです。

む五年間の残りの期間はそれ以上被曝させないよう強く指導していくこととしているものでござります。

○田村智子君 ここは是非、大臣、副大臣、よく聞いてほしいんですけど、望ましいんですよ、指導するなんですよ。法令上はそういう仕組みになつていいんですよ。だから法令上も、だから緊急時に対応する仕組みになつていなかつたんですよ、率直に言えば。これは非検討していただきたいということを重ねて要望したいと思います。

これ、架空の話じゃないんです。実際、事故対応に当たっている労働者は、例えば東京電力だけでなく、関電工だけでもなく、三次、四次、五次請けの労働者います。相当數います。非正規労働者の募集も行われています。だから、いろんなところで働いている方がいるわけですね。

これ、改めて確認しますけれども、現在、原発事故対応の作業をしている作業員、東電社員とその他の労働者、それぞれ何人になりますか。

○政府参考人(中西宏典君) 今御質問のございました、これ福島第一原子力発電所で事故対応といふ作業を行つてゐる職員の数でございます。トータルが、これ五月八日の数字でございます、千五百四十一名、そのうち東京電力の社員の方が三百七十八名、協力企業の方が千百六十三名というふうに認識してございます。

○田村智子君 三分の二を超える方々が東京電力の社員ではないわけですね。そういう方々がいろんなところで仕事をされる、そのときに被曝線量を全体としてどうカウントしていくのか、これは五年間掛けてつかんでいかなきやいけない問題なんです。五年間掛けて指導していくかなきやいけないんです。だから、法的根拠をやはり持つべきだとか、このことをしつかり認識をしていただきたいと思います。

そして、この方々、今、ホール・ボディー・カウンターで内部被曝まで測定したという方は何人になるのか、また、積算被曝線量が百ミリ超えた方、また五十ミリシーベルト以上百未満の方、そ

れぞれ何人か、確認したいと思います。

○政府参考人(中西宏典君) 御質問でございます、東京電力の方に最新の状況を確認いたしました。

実は、二か所で現在ホール・ボディー・カウンターでの測定を行つてございます。一つ目の小浜

浜のコールセンターというところでは、三月二十日から四月の二十六日まで五百二十一名。これは福島第二原子力発電所、こちらの方でも福島第一原子力発電所での作業をやつてゐる方が測られに来られます。四月十一日から五月四日まで五百二十二名。トータルで千四十三名の方がこのホール・ボディー・カウンターで内部被曝の測定をいたしてございます。

○田村智子君 今、二か所ということだったんですけれども、小名浜に一台仮置きのものがあると。今、福島第一の中では使えなくなつてゐるところが、これは、皆さん本当に内部被曝まで確認していくというので、これで足りてゐるのかどうかというのも今後確認していかなければならぬと思います。

この内部被曝というのは、通常時でも三か月に一回は必ずこれ測定をしなければならないと電離則で定めています。今回、緊急時だということで二百五十まで上限引き上げました。では、それに基づいてやつぱり内部被曝のこの測定のルールといふことも何らか検討が必要じゃないかと思うんです。すけれども、いかがでしようか。

○副大臣(小宮山洋子君) この内部被曝の測定につきましては、今おつしやったように、法令上は三か月に一回ですが、厚生労働省いたしましては、今回は緊急事態であるということで、内部被曝のおそれの高い方に対する内部被曝の測定を速やかに行つよう指揮をいたしました。それを受けて、東京電力は内部被曝の測定頻度を一か月に一回に高めるよう管理することとしたというふうに承知をしております。

○田村智子君 引き続き適切に内部被曝の線量の管理が行われるよう指揮をしていきたいと思つていています。

○田村智子君 是非、東電任せにせずに、電離則で上限を引き上げたのは厚生労働省ですから、まずしっかりと健康管理ができるようリール作りをやつていただきたいというふうに思います。

私は、大変危惧しているのは、先ほどお聞きして

も、通常の被曝の年間の上限である五十ミリシーベルトを超えた方がこれ百五十人以上いらっしゃるんですよ、二百を超えた方一人含めると、いらっしゃるんです。で、働いている方の圧倒的には東電の社員ではないんです。いろんな全国から来てゐる方々がいらっしゃるんですね。そういう下

りで、労働者の健康の問題がどうなっていくか、それが本当にやつていかなければならないわけですね。この下請の人含めての健康の管理の責任と

いうのは、第一義的にはどこになるんでしょう

か。

○副大臣(大塚耕平君) 第一義的にはもちろん東京電力になりますが、しかし今回のこの原子力発電所事故の対応は政府、東京電力一体となつて行つておりますので、第一義的といふにあえて申し上げずに、政府も責任を持つて対応していくべきことだと考えております。

○田村智子君 東電にしつかり責任を持たせることが同時に、やっぱり今のこの地震対応での政府のチームというのは、これ事故が収束したら解散になるでしょう。そうしたら、五年間にわたつてその健康管理、もつと長く健康管理を行つていくということを考えれば、これは政府の中にしっかりととした部署も持つて対応していただきたいといふふうに思います。

細川大臣、以前の委員会の中で他の議員の御質問にお答えになつて、そういう皆さんのが仕事を失うことないよう、また健康管理についても責任を持ちたいというふうにおっしゃっていましたけれども、これ決意では済まされないんです。健康と仕事をてんびんに掛けることないと、健康管理も責任持つし仕事の確保も責任持つと、このための具体的な手だて取つていくと、これは非約束していただきたいと思いますが、いかがでしようか。

○国務大臣(細川律夫君) 田村委員の言われるとおり、この原發で働いておられる方の放射線の管理、それから健康管理というのはこれは大変大事だというふうに思つております。それは、この仕事を離れた後もしつかりそれは管理をしていかなければというふうに思つております。

特に、私がこの下請の方を取り上げたのは、お配りした資料も見ていただきたいんですけど、も、これ通常時であつても電力会社の正社員よりもその他の中間業者の方方が圧倒的に被曝線量が多いんですね。お配りしたのは二〇〇九年度の原子力発電所での被曝線量の調査なんですが、五ミリシーベルトを超える被曝は、電力会社社員は〇・六%、五十五人、その他、つまり関連会社、下請の労働者は六・四%、約五千人に上ります。

○田村智子君 終わります。

○福島みずほ君 社民党中央委員会におい

この関連会社、下請の方の最大被曝量は、通常の作業であつても十九・五ミリシーベルトということがあるわけですね。この下請の皆さんのが健康管理とすることになるわけです。この下請の皆さんのが健康管理とすることによって、本当に徹底をしていただきたいと思います。

て、子供の被曝量二十ミリシーベルトの基準についてお聞きをいたしました。そのとき細川大臣は、文部科学省に伝えないと、大人と子供は当然違ひがあるわけで、特に子供に対しては基準値などについても配慮しなければいけないという御意見、私も分かるところでござります、したがつて、この厚生労働委員会ではいろんな意見が出ましたことをしつかり文部科学省にはお伝えしたないと思いますと言つていただいたんですが、文部科学大臣、文部科学省などのような協議をそれ以降されたでしようか。

○國務大臣(細川律夫君) この点につきましては、委員から是非文部科学省あるいは大臣の方にということでありましたから、私の方からは、そのときにお約束をしたのは、この委員会でどういふ意見が出たかということについて文部科学省にはお伝えをするということでありました。

そこで、私の方は、この議事録を文部大臣の方にお持ちをいたしまして、こういう意見が出ているんだということを私の方から伝え、そしてまた、事務方の方も向こうの事務方の方に厚生労働委員会での福島委員の意見についてそれをお伝えをしたと、こういうことでございます。

○福島みずほ君 それは十九日にやつていた大いにたんでしようか。文部科学大臣の回答はどういうものだつたでしようか。

○國務大臣(細川律夫君) それは、私に対して、分かりましたと、それでは拝見させていただきますと、こういうことでございました。

○福島みずほ君 十九日の日に、文部科学省はこの二十ミリシーベルトでいいんだという結論を出しているんですね。文部科学省に引きずられて、厚生労働省も保育園で同じ基準でいいんだってやつているんですね。

子供、とりわけ保育園、子供たちやいでですか、子供と大人は違うという意味で、厚労省、頑張つてくださいよ。

○副大臣(大塚耕平君) 子供に対する懸念の気持ちは、委員と私ども大臣以下皆共有をさせていた

だいておりません。したがつて、この二十ミリの基準も、文科大臣以下文科省の説明でも、二十ミリでいいと言つてゐるわけではなくて、極力一ミリ以内に収まるように最大限の努力をするということになつておりますので、私どもとしては、文科省に対してもう一つかりと議論を交えていきたいというふうに思つております。

○福島みずほ君 文部科学省が出しているのは、一から二十ミリシーベルトということなんですね。原子力安全委員会が重視すべき点でも、一から二十ミリシーベルトを適用することは差し支えがないというふうに回答しているんです。差し支えない、これにみんな、文科省に原子力安全委員会も厚労省も巻かれちゃつてゐるというか、従つているんですね。

今、二十ミリシーベルトで良くないんだたら、この二十ミリシーベルトで差し支えない、一から二十まで、これに對して厚労省からはつきり意見言つてくださいよ。

○副大臣(大塚耕平君) 議論は重ねておりますので、そういう意味では意見は申し上げております。

○福島みずほ君 撤回してくれるよう文科省に迫つてください、厚労省。

○副大臣(大塚耕平君) 私どもも本当に悩ましい判断を迫られているというふうに認識はしております。

さりながら、文科省が専門家の皆さんとの御意見も踏まえて一定の考え方をまとめたその考え方そのものは理解できぬわけではありませんので、あとは一刻も早く平時状態に戻れるよう原原子力発電所の事故を収束させるとともに、それから過去にお子さんたちが外部被曝を受けたような事故の蓋然性等についてフォローアップをしていくことで、今までに被曝をしている可能性があるんで、とによつて最大限の努力と対応をいたします。

○福島みずほ君 文部科学省と厚生労働省がどちら二十ミリシーベルトで差し支えないといつやつたことで、今までに被曝をしている可能性があるんで、ですから、今身を乗り出して、悩ましいつ

てことない、確かに悩ましいかもしれないが、子供の命を救うために今大人が頑張らなきや仕方ないじゃないですか。嶋橋伸之さんという方がいて、浜岡原発の圧力容器の直下で部品の交換をやっていた。八年十ヵ月働いて総被曝量が五十・六三ミリシーベルト、彼は白血病にかかり二十九歳で亡くなり、遺族が労災認定をして、労災認定が認められました。御存じ、被曝労働についての骨髓性白血病の認定基準は年間五ミリシーベルト以上です。二十三ミリシーベルトで保育園も学校でも差し支えないところが極端にやつぱり高いんですよ。だつてすることがありますよ。だつて一ミリシーベルトから上がるわけですから。
もう一回、大塚さん、聞きます。子供と大人は同じ基準でいいんでしょうか。

○副大臣(大塚耕平君) 私も科学者ではありませんので、私の認識している範囲で申し上げさせていただきますと、内部被曝においては、とりわけお子さんに対する影響は大きいと思います。そして、外部被曝については、ICRPなどは、この緊急時の復旧期間の一から二十の間において、そのゾーンにおいては大人と子供で必ずしも差はないというようなことを見解を述べているというふうに思っております。

さりながら、繰り返しでございますが、可能な限りお子さんたちに優先的に配慮をしつつ平時状態でいられるような努力をするということ以外に現時点で申し上げることは、それ以外を申し上げることはなかなか難しい状況であるというのが率直な答弁でござります。

○福島みづほ君 空気で吸つたら内部被曝になるんじゃないですか。結局、学校再開ということなどに重点を置いて二十ミリシーベルトで差し支えないとやつたことが、やつぱり今本当に健康を守れるのかという大変な事態になつていてるんです。これは、厚労省は反旗翻してくださいよ。総理だつて浜岡原発止めると云つたんだから、やつぱり命を守るためにやらなきゃ駄目ですよというふうに思っています。今日この後、是非真摯な議論をして

てください。
原子力安全委員会にお聞きします。これ、決定をした十九日の会議、正式な招集手続を経ていな
いということでよろしいですね。
○政府参考人(久住静代君) 正式と申しますか、
通常の公開の場での安全委員会は開いておりませ
んが、こういう緊急事態におきましては安全委員
会が調えれば議決というか決定はできるといふこ
とでござりますので、状況に応じて対応している
ということです。これを正式に決定していないと
は私どもは認識しておりません。
○福島みづほ君 正式な招集手続は経ていない
と。当初、議事録はないということだったのですで、メモを作ってくれと私言いまして、メモは出して
いただきましたが、これについて、差し支えない旨
助言をしたと。留保が二つ、モニタリングとそれ
から学校の、一台ポケット線量計を配布せよと
いう二つの留保が付いておりますが、原子力安全委
員会として差し支えない旨助言した、各委員が了承、小山田さんは電話で言つて了承といふこと
とでよろしいですね。
○政府参考人(久住静代君) はい、間違いござい
ません。
○福島みづほ君 久住委員は、十九日、私に対し

を超えると活動をやめるのか、全て避難するのか」という、国際的には「から二十ミリシーベルトの参考レベル」というこの範囲のものを許容してよろしいというルールになつております。だから、地域によって十ミリシーベルトが推定される地域、年間五ミリシーベルトが推定される地域といろいろございますが、そこでは全く活動をやめるのではなくて可能な限り一ミリシーベルトを目指す方向で活動することは差し支えないのではないかと、それが私どもの認識でござります。

それから、子供と大人の問題ですけども、この二十ミリシーベルトまでの、「から二十ミリシーベルトを決めるときの決め方」といたしましては、ちょっと専門的な用語で恐縮ですけども、名目リストという、大人も子供も入れたリスクを考えてこのバンドを決めておりますので、この議論のときには子供と大人をあえて分ける必要があるかといふのは別の問題かと思いますので。

一般的に子供の方が影響が多いということは申し上げたと思います。

○福島みづほ君 これについて原子力安全委員会は、「二十ミリシーベルトでいいと言ったわけではない」というふうなことも最近言つているんですね。

ただ、私は、差し支えないと原子力安全委員会が言つたことは、結局「から二十ミリシーベルトでいい」というふうになつたわけですね。ですから、このときに原子力安全委員会五人全てがこれで、文科省での構わないというふうに回答したと、反対意見は出ませんでしたというふうに聞きました。でも、もし本当に提言が必要だと思うのであれば、「二十ミリシーベルトは問題あるということを、当時おつしやっていたら状況変わつたんじゃないですか。

原子力安全委員会が専門家としての責任を果たしたんだろうか。この差し支えないという技術的助言は、今から考へて問題あつたとは思われませんか。

○政府参考人(久住静代君) 先ほども申しましたとおり、参考レベルの一から二十ミリシーベルト・パー・年を適用することは差し支えないと申します。

この意味は、年間足し合わせて二十ミリシーベルトになるまで許容するという意味でもなければ、十ミリシーベルトで、それをそのまま行けば、十ミリシーベルトで、それは本當に行なうことは意味しておりませんで、少なくともあらゆる努力をして一ミリシーベルトに近づける努力をするという意味を含んだルールでござりますので、そのように御理解いただければ有り難いかと思います。

○福島みづほ君 いや、理解できないですよ。結果から二十でオッケー、これで基準というふうに文科省が言い、厚労省が言い、原子力安全委員会が差し支えないと言つたので、二十ミリシーベルトでいいということになつてはいるんですよ。ですから、これについては是非、もし二十ミリシーベルトで問題ありというふうにお考えであればもつと違う形の助言をすべきだし、是非この二十ミリシーベルトを撤回してくださるようお願いをいたします。これは強く今後もずっと求めていきます。

それで、今日、被曝者のことも聞きたいと思いまして、以前ここでお聞きをしたときに厚労省は、福島原子力発電所で働く労働者の被曝量の管理のためデータベースを作成するということでしたが、現状どうなつていてるでしょうか。

○副大臣(小宮山洋子君) 今回の福島第一原発での緊急作業に従事された方につきましては、離職後を含めて長期的に被曝線量などを追跡できるデータベースを構築した上で、これに基づいて健康管理を実施することが必要だということを先日も答弁をさせていただきました。

この作成につきましては、現在、放射線管理手帳により把握している被曝線量データとの連携や、健康管理を行うために必要な検査項目について、文部科学省、放射線医学総合研究所、放射線影響協会等から意見を聞きながら検討していると

ころなんですが、これはできるだけ早く構築をしなければいけないと考えてます。

○福島みづほ君 検討中という回答をもらつて、ちよつとやはりもうスピードアップをしていただきたい。下請が働いているわけで、データベースを作る検討をやつてあるうちに、今いろんな情報

○委員長(津田弥太郎君) 時間ですでのまとめください。

○福島みづほ君 はい。

まだ、二十ミリシーベルトについては厚生労働省の方からびやあつとのろしを上げて撤回を求めていただきたいということを強く申し上げ、私の質問を終わります。

○委員長(津田弥太郎君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(津田弥太郎君) 次に、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案及び雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

○委員長(津田弥太郎君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○副大臣(小宮山洋子君) これは、大阪労働局から大阪府に確認をしました結果、今年三月十七日及び十九日に、西成労働福祉センターが、今御質問のあつた運転手の求人に対して二名を職業紹介し、そのうち一名が就業条件と異なる東京電力福島第一原子力発電所での給水作業に従事させられていたといったことが判明をいたしました。もう一名についてはまだ確認中です。

今後、大阪労働局が同センター及び事業者へ調查を行い、今おつしやつたように、これは事実がそうであれば職業安定法上の虚偽の求人募集といふことです。これは職業安定法違反ということになりますので、違反があつたということが確認できればそれは厳格に指導を行うという予定にしていきます。

このため、雇用保険を受給できない求職者に対する特定求職者の就職の支援に関する法律案及び雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案について申し上げます。非正規労働者や長期失業者が増加する中で、求職者に対するセーフティーネットを整備し、その早期の就職を支援することの重要性が増大をしています。

の法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、この法律は、雇用保険の失業等給付を受給することができない特定求職者に対し、職業訓練の実施、職業訓練受講給付金の支給その他の就職に関する支援措置を講じることにより、特定求職者の就職を促進し、もってその職業及び生活の安定に資することを目的としております。

第二に、厚生労働大臣は、特定求職者に対する職業訓練の実施目標等の重要な事項を定めた職業訓練実施計画を策定することとしております。また、厚生労働大臣は、職業訓練実施計画に照して適切なものであること、特定求職者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること等の要件に適合することの認定をし、この認定を受けた認定職業訓練を行う者に対して、必要な助成を行うことができるとしております。この認定に関する事務については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせることとしております。

第三に、国は、職業訓練受講中の生活を支援し、職業訓練を受けることを容易にするため、特定求職者に対し職業訓練受講給付金を支給することとしております。なお、偽りその他不正の行為により給付金の支給を受けた者に対しては、支給した給付金の全部又は一部を返還すること、また、一定の場合には、その二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができることとしております。

第四に、公共職業安定所長は、特定求職者の就職を容易にするため、職業指導及び職業紹介等の就職支援措置を効果的に実施するための就職支援計画を個別に作成し、その措置を受けることを特定求職者に指示することとしております。また、職業安定機関、認定職業訓練を行う者等の関係者は、特定求職者の就職の支援について、相互に密接に連絡し、協力するよう努めなければならぬこととするほか、公共職業安定所長の指示を受

けた特定求職者は、その指示に従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くよう努めなければならぬこととしております。

第五に、認定職業訓練を行う者に対する助成及び職業訓練受講給付金の支給については、現行の事業主のみが負担する雇用保険事業とは別の雇用保険法の附帯事業として行うこととし、国庫は、職業訓練受講給付金に要する費用の二分の一を負担すること等としております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

最後に、この法律の施行期日は、平成二十三年十月一日としておりますが、認定職業訓練に関する施行前の準備等については、公布の日から施行することとしております。

なお、この法律案につきましては、衆議院において修正が行われたところであります。

次に、雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

我が国の雇用失業情勢は依然として厳しい状況にあり、また、非正規労働者や長期失業者の割合が長期的に上昇する中で、雇用のセーフティーネットの充実等を図ることが必要となつております。

このような状況に対応し、労働者の生活の安定、再就職の促進等を図るため、雇用保険制度において、基本手当及び再就職手当の見直しを行うとともに、雇用保険率を引き下げる等の措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

まずは、雇用保険法の一部改正であります。

まず、労働者の生活の安定を確保するため、失業等給付における基本手当額の算定の基礎となる賃金日額について、その下限額、上限額等を引き上げ、これにより基本手当額の引上げを図ることといたしております。

次に、失業者の安定した再就職へのインセンティブを強化するため、暫定措置として給付率の引上げ等が行われている再就職手当について、給付率の更なる引上げを図った上で、暫定措置を恒久化する等の見直しを行うこととしております。

また、雇用保険の国庫負担について、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとしております。

第二は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正であります。雇用保険の失業等給付に係る保険料率について、雇用保険の財政状況等を勘案し、千分の十四とすることとしております。

なお、この法律は、平成二十三年八月一日から施行することといたしますが、雇用保険の国庫負担に関する部分については公布の日、失業等給付に係る保険料率に関する部分については平成二十四年四月一日から施行することとしております。

以上が職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案並びに雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(津田弥太郎君) この際、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案の趣旨が付託された。

一、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案

一、雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案

五月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案

一、雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正)

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案

第一章 総則(第一条・第二条)
(第三条~第六条)

第二章 特定求職者に対する職業訓練の実施

第三章 職業訓練受講給付金(第七条~第十一条)
(第十五条~第十九条)

第四章 就職支援計画の作成等(第十二条~第十三条)

第五章 雜則(第十四条~第十九条)
(第六章 罰則(第二十条~第二十一条))

第六章 罰則(第二十条~第二十一条)
(附則)

(目的)

第一章 総則

第二に、特定求職者の就職に関する支援施策の在り方についての検討を行ふに当たつては、その支援施策に要する費用の負担の在り方について速やかに検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(津田弥太郎君) 以上で兩案の趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聽取は終りました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十四分散会

第一条 この法律は、特定求職者に対し、職業訓練の実施、当該職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給その他の就職に関する支援措置を講ずることにより、特定求職者の就職を促進し、もって特定求職者の職業及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定求職者」とは、公共職業安定所に求職の申込みをしている者(雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第四条第一項に規定する被保険者である者及び同法第十五条规定する受給資格者である者を除く。)のうち、労働の意思及び能力を有しているものであつて、職業訓練その他の支援措置を行いう必要があるものと公共職業安定所長が認めたものをいう。

第三章 特定求職者に対する職業訓練の実施

厚生労働大臣は、特定求職者について、その知識、職業経験その他の事情に応じた職業訓練を受ける機会を十分に確保するため、次条第二項に規定する認定職業訓練その他の特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めた計画(以下「職業訓練実施計画」という。)を策定するものとする。

第二項に規定する認定職業訓練その他の特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項は、次のとおりとする。

一 特定求職者の数の動向に関する事項

二 特定求職者に対する職業訓練の実施目標に関する事項

三 特定求職者に対する職業訓練の効果的な実施を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

3 厚生労働大臣は、職業訓練実施計画を定めるに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長その他の関係者の意見を聞くものとする。

4 厚生労働大臣は、職業訓練実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、職業訓練実施計画の変更について準用する。

(厚生労働大臣による職業訓練の認定)

第四条 厚生労働大臣は、職業訓練を行う者の申請に基づき、当該者の行う職業訓練について、次の各号のいずれにも適合するものであることの認定をすることができる。

一 職業訓練実施計画に照らして適切なものであること。

二 就職に必要な技能及びこれに関する知識を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること。

三 その他厚生労働省令で定める基準に適合すること。

2 厚生労働大臣は、前項の認定に係る職業訓練(以下「認定職業訓練」という。)が同項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による認定に関する事務を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」という。)に行わせるものとする。

(認定職業訓練を行う者に対する助成)
(指導及び助言)

第六条 機構は、認定職業訓練を行いう者に対する事務を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」という。)に行わせるものとする。

2 職業訓練実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 特定求職者の数の動向に関する事項

二 特定求職者に対する職業訓練の実施目標に関する事項

三 特定求職者に対する職業訓練の効果的な実施を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

第七条 国は、第十二条第一項の規定により公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等(雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等をいう。第十二条第二号において同じ。)を特定求職者が受けることを容易に

にするため、当該特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給することができる。

2 職業訓練受講給付金の支給に關し必要な基準は、厚生労働省令で定める。

(返還命令等)

第八条 偽りその他不正の行為により職業訓練受講給付金の支給を受けた者がいる場合には、政府は、その者に対して、支給した職業訓練受講給付金の全部又は一部を返還することを命ずることができる。

2 前項の場合において、認定職業訓練を行いう者が偽りの届出、報告又は証明をしたことによりその職業訓練受講給付金が支給されたものであるときは、政府は、当該認定職業訓練を行いう者に対し、その職業訓練受講給付金の支給を受けた者と連帶して、同項の規定による職業訓練受講給付金の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3 前項の場合において、認定職業訓練を行いう者が偽りの届出、報告又は証明をしたことによりその職業訓練受講給付金が支給されたものであるときは、政府は、当該認定職業訓練を行いう者に対する指示を変更する必要があると認めめたときは、その者に対する指示を変更することができる。

2 公共職業安定所長は、前項の規定による指示を受けた特定求職者の就職支援を行いう必要があると認めめたときは、厚生労働省令で定めるための計画(以下「就職支援計画」といふ。)を作成するものとする。

3 公共職業安定所長は、第一項の規定による指示を受けた特定求職者の就職支援を行いう必要があると認めめたときは、厚生労働省令で定めるための計画(以下「就職支援計画」といふ。)を作成するものとする。

2 第十二条 公共職業安定所長は、前項の規定による指示を受けた特定求職者の就職支援を行いう必要があると認めめたときは、厚生労働省令で定めるための計画(以下「就職支援計画」といふ。)を作成するものとする。

3 第十三条 職業安定機関、認定職業訓練を行いう者、公共職業能力開発施設の長その他の関係者は、前項の規定による指示を受けた特定求職者の就職支援措置の実施に當たる職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くよう努めなければならない。

2 第十四条 職業訓練受講給付金の支給を受けた特定求職者は、その就職支援措置の実施に當たる職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くよう努めなければならない。

3 第十五条 職業訓練受講給付金の支給を受けた特定求職者は、その就職支援措置の実施に當たる職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くよう努めなければならない。

2 第十六条 職業訓練受講給付金の支給を受けた特定求職者は、その就職支援措置の実施に當たる職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くよう努めなければならない。

3 第十七条 職業訓練受講給付金の支給を受けた特定求職者は、その就職支援措置の実施に當たる職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くよう努めなければならない。

2 第十八条 職業訓練受講給付金の支給を受けた特定求職者は、その就職支援措置の実施に當たる職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くよう努めなければならない。

3 第十九条 職業訓練受講給付金の支給を受けた特定求職者は、その就職支援措置の実施に當たる職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くよう努めなければならない。

第五章 雜則

(時効)

第六章 職業訓練受講給付金の支給を受けた特定求職者の就職支援計画の作成等

(就職支援計画の作成)

第七章 公共職業安定所長は、特定求職者の就職支援計画の作成等

第八章 租税その他の公課は、職業訓練受講給付金として支給を受けた金額を標準として課することができない。

第九章 職業訓練受講給付金の支給を受けた特定求職者の就職支援計画の作成等

第十条 租税その他の公課は、職業訓練受講給付金として支給を受けた金額を標準として課することができない。

第十二条 第二項の規定により納付すべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、二年を経過したと

きは、時効によつて消滅する。

(報告)

(報告)
第十五条 厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、認定職業訓練を行つてゐた者（以下「認定職業訓練を行つてゐた者等」という。）に対して、報告を求めることができる。

6 5
（船）な搜査い

第二項の規定は、第三項の規定による立入検査について準用する。
第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

し、又は同条第一項の規定による検査(同条第三項の規定により機構が行うものを含む。)を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合第二十一条 特定求職者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第二条 厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、第三条第一項から第三項までの規定の例により、特定求職者に対する職業訓練の実施に關し重要な事項を定めた計画を定めることができる。

2 厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、特定求職者又は特定求職者であつた者（以下「特定求職者等」という。）

(船員となるうとする者に関する特例)
第十七条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第一項に規定する船員となるうとする者に関するは、第二条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局(運輸監理部並

二 又は虚偽の報告をした場合
第十六条第一項の規定による質問(同条第三項の規定により機構が行うものを含む。)に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答

い。
3 第一項の規定により定められた計画は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)において第三条第一項及び第二項の規定により定めら

3 機構は、第四条第一項の規定による認定に関する事務に関し必要があると認めるときは、認定職業訓練を行う者等に対し、報告を求めることができる。

びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。以下同じ。)に」と、同条、第七条第一項、第十二条及び第十二条中「公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局の

弁をし、又は同条第一項の規定による検査（同条第三項の規定により機構が行うもの）を含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行前におられた職業訓練実施計画とみなす。

第十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行のた

長」とする。
（権限の委任）

め必要があると認めるときは、当該職員に、認定職業訓練を行う者等の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)の検査をさせることができる。

第十八条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができることとする。

管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

2 認定(以下この条において「相当認定」という。)をすることができる。

3 厚生労働大臣が相当認定をしたときは、当該相當認定は、施行日までの間に厚生労働省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、厚生労働大臣が行つた第四条第一項の認定とみなす。

4 厚生労働大臣は、この法律の施行前ににおいて、公布の日から施行日までの間、独立行政法人雇用・能力開発機構も、相當認定に関する事務を行わせることができる。

3 事務所は、機構ごと、第一項の規定によつて、
の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

法律の実施のため必要な手続その他の事項は、
厚生労働省令で定める。

(施行期日) 附 則

独立行政法人雇用・能力開発機構の所有の区分のEとFは、これら施行日の前日までの間、独立行政法人雇用・能力開発機構が（平成十四年法律第百七十九号）第十一条に規定する業務のほか、相当認定に関する業務及びこれに附帯する業務を行う。

る質問又は立入検査(認定職業訓練が第四条第一項各号に掲げる要件に適合して行われていて、これを調査するために行なうものに限る)を行なえることができる。

第二十一条 認定職業訓練を行う者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定
から第四項まで
定、附則第八条中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の七十一の項の次
に一項を加える改正規定並びに附則第九条、第

4 機構は、前項の規定により同項に規定する質問又は立入検査をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該質問又は立入検査の結果を厚生労働大臣に通知しなければならぬ

告をせず、又は虚偽の報告をした場合
一 第十六条第一項の規定による質問(同条第
三項の規定により機構が行うものを含む。)に
対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁を

（施行前の準備）

十二条、第十三条及び第十五条の規定は、公布の日から施行する。
四

第七部 厚生労働委員会会議録第八号 平成二十三年五月十日

る。

る受給資格者等(以下この条において「受給資格者等」という。)に対する就業促進手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた受給資格者等に対する就業促進手当の支給については、なお従前の例による。

(育児休業給付金の額に関する経過措置)

第七条 育児休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の四第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律」の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二号。以下この項において「改正法」という。)附則第二条に規定する旧受給資格者」と「第十七条」とあるのは「同条」と、「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

(介護休業給付金の額に関する経過措置)

第八条 介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の六第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律」の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二号。以下この項において「改正法」という。)附則第二条に規定する旧受給資格者」と「第十七条」とあるのは「同条」と、「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

(雇用保険率に関する経過措置)

第九条 第二条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第四項の規定は、平成二十四年四月一日以後の期間に係る労働保険料について適用し、同日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関必要な経過措置は、政令で定め

平成二十三年五月二十三日印刷

平成二十三年五月二十四日発行

参議院事務局

印刷者

国立印刷局

〇